

<特別支援>

2 「合理的配慮」とは

(千葉県教育委員会資料一部抜粋)

○障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、以下の3点に留意する必要がある。

- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合、個別に必要なとされるもの
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
 - デジタルカメラ等※による板書撮影
 - ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
- (※データの管理方法等について留意)



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。



お子様のごことでご心配なことがありましたら、

担任や特別支援コーディネーターまでご相談ください。